

公布された条例のあらまし

◇奈良県教育委員会手数料条例の一部を改正する条例

1 手数料の廃止

次の手数料を廃止することとした。

- (1) 普通免許状の授与手数料（普通免許状に係る所要資格を得た日又は教員資格認定試験に合格した日の翌日から起算して十年を経過する日の年度の末日を経過した者に対するものに限る。）
 - (2) 免許状の有効期間の更新手数料
 - (3) 免許状の有効期間の延長手数料
 - (4) 更新講習修了確認手数料
 - (5) 修了確認期限を経過した者に対する確認手数料
 - (6) 修了確認期限の延期手数料
 - (7) 免許状更新講習を受ける必要がない者であることの認定手数料
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日
- 公布の日から施行することとした。